

**【表紙】**

【提出書類】	臨時報告書
【提出先】	東海財務局長
【提出日】	平成27年10月26日
【会社名】	ティーライフ株式会社
【英訳名】	T e a L i f e C o . , L t d .
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 植田 伸司
【本店の所在の場所】	静岡県島田市牛尾118番地
【電話番号】	0547-46-3459 (代表)
【事務連絡者氏名】	専務取締役 鈴木 守
【最寄りの連絡場所】	静岡県島田市牛尾118番地
【電話番号】	0547-46-3459 (代表)
【事務連絡者氏名】	専務取締役 鈴木 守
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

## 1【提出理由】

平成27年10月23日開催の当社第32期定時株主総会において、決議事項が決議されましたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づき、本臨時報告書を提出するものであります。

## 2【報告内容】

(1) 当該株主総会が開催された年月日  
平成27年10月23日

(2) 当該決議事項の内容

第1号議案 剰余金の処分の件

1. 期末配当に関する事項

(1) 配当財産の種類

金銭

(2) 配当財産の割当てに関する事項及びその総額

当社普通株式1株につき金27円 総額114,748,461円

(3) 剰余金の配当が効力を生じる日

平成27年10月26日

2. その他の剰余金の処分に関する事項

(1) 減少する剰余金の項目とその額

繰越利益剰余金 100,000,000円

(2) 増加する剰余金の項目とその額

別途積立金 100,000,000円

第2号議案 定款一部変更の件

当社の既存事業の多様化や当社物流センターの稼働に伴う新規事業の参入を可能とするため、現行定款第2条に事業目的を追加するものであります。

また、「会社法の一部を改正する法律」(平成26年法律第90号)の施行に伴い、業務執行を行わない取締役及び社外監査役でない監査役との間でも責任限定契約を締結することが可能となりましたので、適切な人材の招聘を容易にし、期待される役割を十分に発揮できるようにするため、現行定款第29条及び第38条の一部を変更するものであります。

第3号議案 取締役5名選任の件

取締役として、植田伸司、鈴木守、萩原俊彦、湯川和俊、小村富士夫の各氏を選任するものであります。

第4号議案 監査役3名選任の件

監査役として、鈴木良房、飯川治、小松原康久の各氏を選任するものであります。

第5号議案 役員賞与支給の件

当事業年度末時の取締役6名(社外取締役を除く)及び常勤監査役1名に対し、役員賞与として総額17,325千円を支給するものであります。

(3) 当該決議事項に対する賛成、反対及び棄権の意思の表示に係る議決権の数、当該決議事項が可決されるための要件並びに当該決議の結果

決議事項	賛成(個)	反対(個)	棄権(個)	可決要件	決議の結果及び賛成割合(%)
第1号議案	31,602	25	-	(注)1	可決 98.99
第2号議案	31,570	57	-	(注)2	可決 98.89
第3号議案					
植田 伸司	31,560	67	-	(注)3	可決 98.86
鈴木 守	31,555	72	-		可決 98.85
萩原 俊彦	31,557	70	-		可決 98.85
湯川 和俊	31,564	63	-		可決 98.88
小村 富士夫	31,543	84	-		可決 98.81
第4号議案					
鈴木 良房	31,534	93	-	(注)3	可決 98.78
飯川 治	31,531	96	-		可決 98.77
小松原 康久	31,413	214	-		可決 98.40
第5号議案	31,470	157	-	(注)1	可決 98.58

(注)1. 出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数の賛成であります。

2. 議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主の出席及び出席した当該株主の議決権の3分の2以上の賛成であります。

3. 議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主の出席及び出席した当該株主の議決権の過半数の賛成であります。

4. 賛成の割合は、出席した株主の議決権の数(本総会前日までの事前行使分及び当日出席のすべての株主分)に対して、賛成が確認できた議決権の数の割合であります。

5. 賛成の割合は、小数点以下第3位を四捨五入して記載しております。

(4) 議決権の数に株主総会に出席した株主の議決権の数の一部を加算しなかった理由

本株主総会前日までの事前行使分及び当日出席の一部の株主から各議案の賛否に関して確認できた議決権の数を集計したことにより、各議案は可決要件を満たし、会社法上適法に決議が成立したため、本株主総会当日出席の株主のうち、賛成、反対及び棄権の確認ができていない議決権の数は加算しておりません。

以上